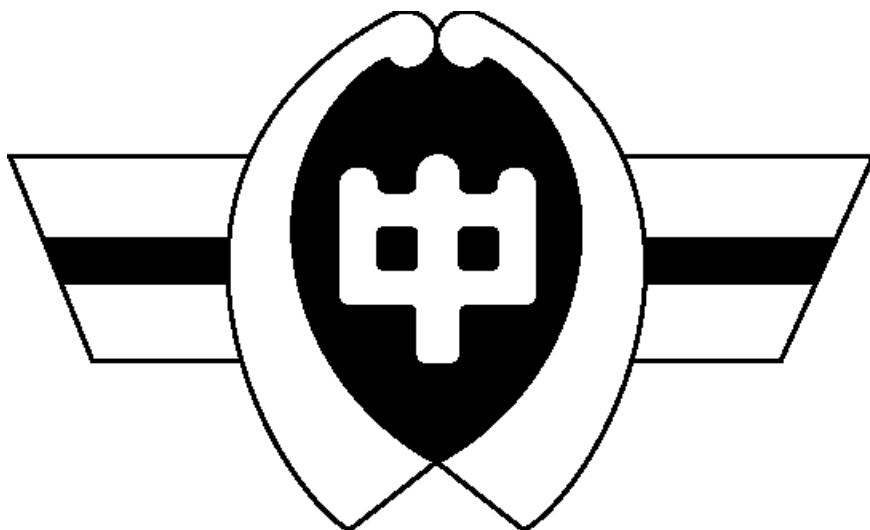


令和 6 年度

学校いじめ防止基本方針

(いじめ防止等のための基本的な方針)



潮来市立潮来第二中学校

はじめに

本校では、いじめの問題の克服に向けて、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)第13条、及び「茨城県いじめの根絶を目指す条例」(以下「条例」という。)第12条第1項の規定に基づき、また「いじめの防止等のための基本的な方針」と「茨城県いじめ防止基本方針」(以下「県の基本方針」という。)を参照し、いじめの防止等のため、「潮来市立潮来第二中学校いじめ防止基本方針」(以下「本校の基本方針」という。)を策定しています。

本校では、いじめの根絶に向けて、「いじめは、社会において、いつでもどこでも起こり得るものであり、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性がある」(条例前文)という基本認識に立ち、生徒の生命及び心身を保護することを最優先に、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に全力で取り組んでいます。

引き続き、「本校の基本方針」に基づき、学校、家庭、地域住民、その他関係機関等と連携して、いじめの防止等に真剣に取り組んでまいりますので、本校に関係する皆様にご理解とご協力をお願いいたします。

令和6年4月1日

潮来市立潮来第二中学校長 石川 英樹

1 いじめの定義といじめ防止対策のための基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(法第2条)

(2) いじめに対する基本姿勢

① 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。本校では、生徒の尊厳を保持する目的のもと、関係諸機関と連携を図りながら、全ての生徒がいじめのない笑顔あふれる幸せな学校生活を送ることができるようにするための対策を講じる。

② いじめの禁止

法第4条「いじめを行ってはならない。」ことの遵守の徹底を図る。

(3) 教職員の認識すべき事項

いじめの防止等に関しては、以下の5点を全職員が認識して取り組む。

- ① いじめはどの生徒にも起こりうる、またいじめはどの生徒も被害者にも加害者にもなりうるため、日常的に生徒の行動を把握する。
- ② 生徒が主体的に参加できる授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- ③ いじめは大人が気付きにくい形で行われることが多い。よって、早期発見のため、些細な兆候であっても、「いじめではないか」との視点を常にもち、積極的な認知に努める。
- ④ いじめの認知があった場合は、特定の教職員で抱え込みず、組織的に被害生徒の保護及び支援、加害生徒への毅然とした指導を行う。

○「いじめ」の具体例○

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- ・金品をたかられる。
- ・物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、されたりする。
- ・パソコンやスマートフォン、タブレット等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・その他（上記の具体例以外で「いじめ」と判断されるもの）

(4)目標

いじめの防止等の取組については、以下の6つの取組の徹底を図る。

- ① 未然防止
- ② 早期発見
- ③ 早期解消・丁寧な解消
- ④ 関係機関との連携
- ⑤ 教職員研修の充実
- ⑥ 保護者との連携

(5)学校としての取組

- ① 「潮来市立潮来第二中学校いじめ防止対策会議」を設置し、いじめ防止対策のための校内体制を整える。
 - ア 会議は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、その他校長が必要と認める者で構成する。
 - イ 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。
 - ウ 校長は会議を総理し、会議を代表する。
 - エ 会議は次に挙げる事務を所掌する。
 - ・本校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・いじめの未然防止や早期発見に関すること
 - ・教育相談によるいじめの実態把握
 - ・いじめ問題の確認とその具体的対応の検討
 - ・いじめ防止対策のための教職員研修の企画、立案
 - ・生徒会によるいじめ防止集会活動への指導・助言や情報モラル教育活動の立案
 - オ 会議は校長が招集する。
 - カ 会議は月1回を定例会とし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合、その都度臨時会とし招集する。
 - キ その他、会議の運営に必要な事項は、校長が決定する。
- ② 関係機関等との連携

いじめの問題への対応については、学校や教育委員会においていじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて関係機関との適切な連携を図る。そのため、平素から警察署等の関係機関の担当者との情報交換等を通して、情報共有体制を構築する。

 - ア 保護者

保護者の集まる学校行事や個別面談において、「県の基本方針」の「IV 家庭の役割」について説明するとともに協力を依頼し、連携していじめの対応等を行う関係づくりをする。

また、法第9条1項「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする」ことを周知する。

さらに、個別面談等やアンケート調査、聞き取り調査を行い、生徒の家庭での状況を的確に把握するなど、密接に連絡を取り合い、いじめが起こった場合、速やかに被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。
 - イ 地域

校外における生徒の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

ウ 関係機関

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談する。

なお、いじめられている生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報する。

エ 学校以外の団体等

塾や社会教育関係団体等、学校以外の場で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者や、関係生徒が在籍する学校と連携して対応する。

オ その他

いじめに関係する生徒が複数の学校に及ぶ等の場合、関係する学校と連携していじめの問題に対応する。

(6) 教職員としての姿勢、心構え

① いじめを見抜く感性を磨くこと

→いじめは、教師の目の届きにくいところで起こることを念頭に感性を磨く。

② 不安や悩みを受容する姿勢をもつこと

→生徒の話を最後まで傾聴し、不安や悩みを受け止める。

③ 「自信」と「やる気」を引き出す授業づくりに努めること

→生徒との信頼関係に基づいた授業を実践する。

④ 心の居場所づくりに努めること

→安心できる心の居場所としての学級づくり(自己存在感)に努める。

⑤ 一人一人の心の理解に努めること

→生徒一人一人に1日1回は声をかけるように心がける。

⑥ いじめは許さないという学級風土をつくること

→道徳科や学級活動の時間等で、いじめの問題、命の大切さについて考えさせる。

⑦ 子どもの姿を見つめること

→アンテナを高くして、生徒の少しの変化も見逃さない。

⑧ 互いに個性を認め合う学級経営に努めること

→生徒一人一人がそれぞれの違いを個性として認め合う学級経営を推進する。

⑨ いじめを受けた生徒を最後まで守ること

→「いじめられている子どもを守り通す」という毅然とした姿勢で対応する。

⑩ 教職員間で連携・協力して問題の解決にあたること

→担任は問題を一人で抱えず、他の教師に協力を求める勇気と責任をもつ。

⑪ 生徒や保護者からの声に誠実に応えること

→誠実に問題を解決し、生徒や保護者との信頼関係を構築する。

(7) いじめに対する基本的な姿勢

① 望ましい人間関係を築き、いじめの未然防止に努める。

ア 学級や部活動などにおいては、個人の資質や能力の向上のみならず、個人と集団の望ましい在り方・関わり方を指導する。

イ 道徳科や学級活動を通して、相手を理解する力や心情を育てる。

② 人権尊重の精神に基づき「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を生徒一人一人に徹底させる。

ア 道徳科や学級活動などあらゆる機会を捉え、人としての在り方や価値観からいじめについて考えさせる。

イ 学級会や生徒会の活動を通し、いじめを許さない集団づくりを推進する。

③ 生徒理解を進め、早期発見・早期対応に努める。

ア 日頃から生徒との信頼関係を築き、相談しやすい関係づくりを推進する。

イ アンケート等、調査方法を工夫し、生徒自身・友人・家族の情報が得られるようにする。

ウ 教職員間の連携を図り、気になる生徒や出来事について相談できるようにする。(多面的な見方)

エ チェックリスト等の活用を図り、いじめのサインを見落とさないようにする。

オ 保健室の相談機能を活用し、相談機会の拡充を図る。

(8)いじめの解消に向けた進め方

- ① 事実確認を確実に行い、指導方針を確立した上で組織的に行う。内容によっては関係機関との連携や協力を得て行う。(ケース会議・チーム支援)
- ② 被害者に「絶対に守る」という学校の意思を伝え、避難や安全の確保を第一とする。
- ③ 保護者との連携を図り、対応策の説明を十分に行う。
- ④ 加害者には、被害者への関わり方を十分振り返らせるとともに、その非に気付かせ、被害者への謝罪の気持ちを醸成させる。
- ⑤ 被害者と加害者双方(双方の保護者も含む)に被害者感情が残らないように配慮する。
- ⑥ 本人及び保護者の了承のもと当事者同士で話し合い、再発防止に向けた全体指導を行う。
- ⑦ 定期的な指導や経過観察を行う。※【潮来第二中学校いじめ対応の基本的な流れ】も参照

【指導の手順】いじめの事実を認知してからの取組			
指導過程	対象者	対応内容	主な担当者
初期対応 及び 早期対応	被害者 加害者	被害生徒の安全確保を最優先に対応し、必要に応じ関係機関との連携を行う。	教頭 生徒指導主事 関係職員
体制の準備		いじめ発見後、直ちに関係職員による対応チームを立ち上げる。 事実の聞き取りの手順及び役割分担を決定する。	教頭 生徒指導主事 関係職員
事実の聴取	被害者 関係者 加害者	被害者、関係者の順又は関係者、被害者の順に聴取し、それをもとに加害者の聴取にあたる。	生徒指導主事 関係職員
事実の整理		聴取した内容の整合性を検討し事実の全容をまとめる。	生徒指導主事 関係職員
事実の確認	被害者 加害者	事実を整理後、まとめた事実の全容に誤りが無いかを被害者と加害者双方に確認する。	生徒指導主事 関係職員
指導方針の決定		確認した事実をもとに指導方針及び解決までの見通しを立てる。	対応チーム
保護者への連絡	被害保護者 加害保護者	事実の連絡、指導に対する要望の聞き取り、指導方針の説明をする。 事実の連絡、保護者の指導を要請する。 被害者宅への謝罪等の確認をする。	関係職員 関係職員
指導	被害者 加害者	いじめはいかなる理由においても絶対にしてはならないことを指導する。	校長 教頭
関係調整	被害者 (被害保護者) 加害者 (加害保護者)	必要に応じて家庭訪問または関係者を招集し、関係改善の指導を行う。 被害者に対する加害者の今後の対応について双方の保護者に対し確認する。	生徒指導主事 関係職員
事後のケア	被害者	継続的に教育相談を行ったり、スクール	担任

事後指導 (経過観察)	被害者 加害者	カウンセラーによるカウンセリング等を行い、心のケアを十分に図る。 謝罪後も良好な人間関係を築けるように継続して指導する。	養護教諭 SC、SSW 教職員全体
----------------	------------	---	-------------------------

(9)いじめの解消

次の2つの要件が満たされている場合、「解消している」状態であると判断する。

- ① いじめの行為が止んでいる状態が、相当の期間(少なくとも3ヶ月)継続している場合。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないことが、生徒や保護者との面談等で明らかな場合。

2 いじめの防止等に関する措置

(1)未然防止

生徒の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することから、道徳教育や体験活動等をはじめとして、以下のような全ての教育活動を通して社会性を育む。

① 授業、学級活動

授業や学級活動においては、生徒が自らの行動を自分で選択し、相手との関わりの中で行動する活動を通して、自己指導能力(そのとき、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力)を高め、いじめに向かわない態度、能力を育成する。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

ア 授業においては、言語活動を定期的に、かつ効果的に取り入れ、生徒同士のコミュニケーション活動を通して、生徒の自己有用感(他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚)や共感的理解(その人そのものを理解すること)の能力を培い、自己指導能力を高める。

イ 学級活動での話合い活動や体験活動等を、生徒が主体的に取り組めるように工夫することによって、生徒同士の絆を深め、かつ社会性を育む。

また、生徒が協力して行う活動を工夫することによって、いじめの起こりにくい学級の環境をつくりだす。

ウ 障害への理解を深めるための指導や互いの違いを認め合うことができる学級経営を行うことによって、学級を生徒が安心して何でも話し合える居場所にする。

② 道徳教育

道徳科の授業や教育活動全体において、いじめに関わる問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れ、生徒が考え、議論することにより、いじめを自分の課題として捉えていく道徳教育を推進する。

③ 生徒会活動、学校行事、部活動

いじめに向かわない生徒を育成するため、生徒会活動、学校行事及び部活動の中で、全ての生徒が主体的に活躍できる場面や役割を設定し、生徒が他の生徒から認められる体験をもつことによって、自己有用感(自分は認められている、自分は大切にされているといった思い)を高める。

また、体験活動や奉仕活動等を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重できる態度を養う。

ア 体験活動を伴う行事を年間計画に位置付け、その中で生徒が他者のための奉仕活動等や、異年齢の児童や生徒と関わる経験を積むことにより、自己有用感を高める。

イ 学校行事等を生徒が自ら考え取り組めるように工夫し、生徒会活動や実行委員会等の活動を活性化し、公平公正の判断や自分と違う意見をもつ友達を認めて活動を共にすることなどを通して、いじめに向かわない人格づくりをする。

ウ 部活動において、目標に向け努力を継続することや仲間と協力することの大切さを経験することなどを通して、忍耐力や達成感を養い、いじめに向かわない人格づくりをする。

④ 生徒の主体的な活動

いじめの被害を受けている生徒が一人で抱え込むことなく、友人に悩みを打ち明けることができるよう、仲間同士による支援活動であるピア・サポート等の互いに認め合い支え合う主体的な活動を支援する。

⑤ インターネットを通じて行われるいじめ

インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいため、生徒から定期的に情報を収集し、その把握に努める。

また、インターネット上で情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、生徒がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

(2) 早期発見

教職員は、いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、見守りや信頼関係の構築に努めると共に、生徒の観察等を詳細に行うこと、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。特に、遊びやからかい、全体的な雰囲気の変化など、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、早い段階から生徒へ個別に声掛けや相談等の関わりをもち、教職員間での積極的な情報交換などを通して、的確に状況の把握・共有を行う。

いじめの発覚または疑いのある場合は直ちに潮来市立潮来第二中学校いじめ防止対策会議等を実施し、迅速で組織的な対応の徹底を図る。

① アンケート調査

「いじめに関するアンケート調査」を毎月1回(その内3回は、「学校生活アンケート(生徒・保護者対象)」)を行い、いじめの早期発見に努める。アンケートには、学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめも記入させる。また、自分だけではなく、自分の身の回りで起きているいじめについても記入させる。その際、いじめであると特定できなくても、疑わしい状況があれば記入するよう指導する。(記名式、学期末は家庭で記入、良い行い等も記入)

また、年2回 WEBQ-U テストを実施し、より深い生徒理解を図るとともに、結果をいじめの未然防止や早期発見・早期解消に生かす。資料は当該生徒が卒業後5年間保存する。

② 教育相談と個別面談

いじめの問題が深刻になる前に、いじめを認知し適切な対応がとれるよう、日頃から生徒と接する機会を多くもち、生徒が教職員と相談しやすい関係を構築する。

また、定期的に行う生徒との個別面談のときにも、自分だけではなく、他の生徒がいじめの被害を受けていないか等を確認する。さらに、必要に応じて、スクールカウンセラー等を活用し、教育相談体制を整える。(教育相談…年3回6月10月1月、個別相談…随時)

ア 日頃から担任や授業担当者等が、生徒と気軽に話せる関係を構築する。

イ 定期的に行う教育相談の際に、いじめの被害を受けていないかどうか確認する。

ウ いじめと断定できない場合でも、気がかりなことがあれば生徒の訴えを傾聴する。

エ 教職員間で情報を共有し、複数の教職員で観察・支援等を行う。

オ 必要に応じて、別室で個別に話を聞く時間を設ける。

カ 本人との面談だけではなく、他の生徒からの情報、保護者からの訴え等も注視し、多角的な実態把握や早期発見・早期対応を行う。

③ 教育活動全体を通して

全ての教育活動を通して、生徒の観察等を詳細に行うことで、生徒の変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候(以下のア～オ等)を見逃さないよう努める。

ア 遅刻・早退が多い。また、休みがちである。

イ 朝の会等で、いつもより元気がない。

- ウ 授業中の言語活動等の話合い活動で、他の生徒とあまり話さない。
- エ 休み時間に教室にいられない。また、職員室や保健室に行く回数が多い。
- オ 親しかった友人との付き合いがなくなり、スマートフォン等に没頭する。
- カ 学習ノートや生活ノートへの困りごとなどの書き込みや他の生徒からの情報提供がある。

④ 保護者との連携

学校での生徒の様子や学校の取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも生徒の変化に気付いた場合、保護者から学校へ気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。

また、保護者用のチェックシート等を活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していくと共に、保護者からの訴えや情報提供があった場合は迅速に対応する。

⑤ 相談窓口の周知と具体的行動の習得

いじめの相談については、校内での保健室や相談室及び校内SNS相談の利用とともに、外部機関における電話やメールによる複数の相談窓口を生徒や保護者へ周知する。

また、学期始や長期休業期間前に相談機関への連絡や相談の仕方について指導する。

○主な相談先○

- ・校 内…学級担任、養護教諭、部活動顧問等
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員等
- ・外部機関…市子育て支援課、市教育支援センター、児童相談所相談専用ダイヤル
茨城県教育研修センター教育相談、24時間子どもSOSダイヤル(文科省)
子どもの人権110番(法務省)、子供と家族の相談窓口(日本精神保健福祉協会)、
子どもホットライン(茨城県)、いばらき子どもSNS相談(茨城県)、茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター(鹿行教育事務所)、チャイルドライン等

(3)早期解消

いじめの連絡や相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、「いじめ防止対策会議」の「臨時会」を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

① 被害者の保護

いじめの行為を確認した場合、いじめられている生徒を守り通すことを第一とし、全教職員が協力して被害者の安全確保及び心のケアに努める。

また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

② 実態の把握

被害者、加害者及び周辺の生徒から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を市教育委員会に報告する。

③ 加害者への対応

加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導する一方、しっかりと寄り添い、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行い、いじめを繰り返さないよう支援する。

また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

④ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

生徒がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。

インターネット上に生徒を中傷する書き込みがされた場合、掲示板等のURLを控えること

もに、書き込みのある部分をプリントアウトする等して内容を保全し、それを基に書き込みの削除依頼を掲示板等の管理者宛に行う。管理者が削除依頼に応じない場合、掲示板サービスの提供会社であるプロバイダに削除依頼を行う。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局等の協力を求める。

⑤ 重大事態の調査と報告

いじめを背景とした重大事態について、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、詳細かつ速やかに調査する。

その調査結果については、市教育委員会を通じて知事へ報告する。知事が再調査を行う必要があると認めた場合、学校は再調査を行う組織に積極的に資料を提供するとともに、その再調査の結果や助言を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(4) いじめ重大事態への対処

① いじめ重大事態の定義

「生命・心身・財産重大事態」

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるととき(法第28条)

「不登校重大事態」

- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるととき(法第28条)

② いじめ重大事態への対処

いじめ重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。本校においては、生徒がいじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、次の対処を行う。

ア 発生報告

重大事態が発生した旨を、市教育委員会に報告する。

イ 実態把握

当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。

ウ 被害者保護

いじめの被害を受けた生徒の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した生徒を守るための措置を講ずる。

エ 加害者対応

いじめの加害生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、支援する。

オ 調査結果報告

調査結果については、市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的かつ適時、適切な方法で提供する。

カ 知事への報告

上記調査結果については、市教育委員会を通じて、知事に報告する。

キ 解消と再発防止

いじめの被害を受けた生徒に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活を送ることができるための支援や、適切な学習に関しての支援等を行う。

加害生徒に対しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。

ク 同種事態の発生防止

当該事態の事実に真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

3 いじめ防止等にかかる年間の取組計画

月	いじめ防止等に係る 学習や学校行事等	いじめの未然防止の取組		いじめ・学校生活 アンケート
		生徒会活動	教育相談	
4	始業式、入学式 新入生歓迎会、部活動紹介	縦割り班交流(歓迎会)	S Cによる面談 教育支援センター支援員による面談	生活アンケート
5	生徒総会 体育祭 県東地区陸上 県東地区総体	生徒総会 縦割り班交流(体育祭)	S Cによる面談 教育支援センター支援員による面談 校内 SNS 相談窓口ガイダンス	生活アンケート
6	さわやかマナーアップ°運動	地区総体壮行会 さわやかマナーアップ°(ボランティア)	教育相談週間 S Cによる面談 教育支援センター支援員による面談	生活アンケート Q-Uテスト及び分析
7	性教育講演会(3年) 防犯教室 終業式	クリーン作戦(地域)	S Cによる面談 教育支援センター支援員による面談	生活アンケート 学校生活アンケート
8	三者面談		S Cによる面談 教育支援センター支援員による面談	
9	始業式 修学旅行(3年) 職場体験学習(2年)	地区新人戦壮行会	S Cによる面談 教育支援センター支援員による面談	生活アンケート
10	県東地区新人戦 県東地区駅伝 薬物乱用防止教室	駅伝壮行会 縦割り班交流(文化祭)	教育相談週間 S Cによる面談 教育支援センター支援員による面談	生活アンケート 学校生活アンケート
11	さわやかマナーアップ°運動 文化祭 進路説明会(3年) 二者・三者面談	いじめ撲滅フォーラム	S Cによる面談 教育支援センター支援員による面談	生活アンケート Q-Uテスト及び分析
12	終業式	クリーン作戦(地域)	S Cによる面談 教育支援センター支援員による面談	生活アンケート
1	始業式		教育相談週間 S Cによる面談 教育支援センター支援員による面談	生活アンケート 学校生活アンケート
2	新入生説明会 スキー教室(1年) 職業人に学ぶ会(1年)	縦割り班交流(3送会)	S Cによる面談 教育支援センター支援員による面談	生活アンケート
3	3年生を送る会 卒業式、修了式		S Cによる面談 教育支援センター支援員による面談	生活アンケート

4 教職員研修の充実

- (1) 実践的研修(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携した研修)
 - いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けたカウンセリング演習等の実践的な研修。
- (2) 事例研究(校内研修での研修)
 - 具体的な対応方法への理解を深め、いじめ対応の実践力向上のための事例研究。
- (3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応(スマホ安全教室、情報教育研修等と連携した研修)
 - 最新のインターネット環境等に関する研修。教職員全体の情報モラルへの理解を深めるとともに、インターネットを通じて行われるいじめ対応の研修。

5 学校評価における留意事項

評価結果を基に、いじめへの取組が計画どおりに遂行されているかどうかの確認や本校の基本方針等について体系的に見直しを行い、より迅速かつ適切ないじめの防止等について検討する。

また、必要に応じて次年度の目標設定や年間計画等の修正等を行い、組織的な取組や、家庭及び地域と連携した、いじめ問題対策の総合的な改善を図る。

【潮来第二中学校いじめ対応の基本的な流れ】

いじめ情報のキャッチ アンケート 相談(当該生徒・他の生徒・保護者) 関係機関

△ 疑わしいものを含め全てを報告(職員による抱え込みや自己判断は許されない)

潮来第二中学校いじめ防止対策会議 担当窓口…教頭、生徒指導主事

△

調
査

1 : 実態把握の徹底(事実確認の徹底) ※迅速且つ正確に行う。

- 被害生徒への聴取
- 加害児童生徒への聴取
- 周囲の児童生徒への聴取
- その他関係ある者への聴取(職員・保護者等)

関係職員で情報共有と協議



いじめの全体像把握

2 : いじめ認知の検討 ※「いじめの定義」に該当するかを判断する基準。

- 被害者・加害者とも児童生徒である。
- 両者に一定の人間関係がある。
- 加害者が被害者に心理的・物理的影响を与える行為をした。
- 被害者が心身の苦痛を感じている。

△

いじめと認知した

△

いじめと認知できなかった

再
調
査

対
応

3-(1) : 指導体制と方針の決定

- 指導のねらいと方向性の明確化
- 職員の役割分担
- 保護者への説明内容決定
- 関係機関への報告と連携

3-(2) : 指導体制と方針の決定

- 指導のねらいと方向性の明確化
- 職員の役割分担
- 保護者への説明内容決定

△ 再調査

4-(1) : 保護者への説明

- 調査結果と今後の対応
- 保護者との協力体制

4-(2) : 保護者への説明

- 調査結果と今後の対応
- 追加調査、継続指導実施の確認

△ 加害児童生徒への指導 | 被害児童生徒への支援

△ 児童生徒への支援・指導・観察

解
決
に
向
け
て

- 継続的な加害児童生徒への指導・被害児童生徒への支援
- スクールカウンセラー等の活用と支援協力の継続
- 居場所づくり・絆づくり・開かれた学校づくりの見直しと改善、具体策の確実な実施

- 継続的な教育相談の充実
- スクールカウンセラー等の活用と支援協力の継続
- 居場所づくり・絆づくり・開かれた学校づくりの見直しと改善、具体策の実施

※事後対応(支援・指導)はいじめが止んでいる状態が3ヶ月以上継続し、当該児童生徒・保護者が「いじめは解消された」とするまで継続する。

※上記は「いじめ対応の基本的な流れ」であるので、状況に応じて十分な確認をしながら解決に向けて迅速且つ柔軟に対応していく。